

検討メモ（案）

1 基本的な方向性

- 船員保険の福祉施設については、昨年の船員保険事業運営懇談会報告書において、他制度における福祉施設の整理合理化の状況、福祉施設に要する経費（経営委託費、整備費）の負担、さらに、公法人において福祉施設を保有することが難しい状況であること等を踏まえ、今後も引き続き整理合理化に取り組む必要があるとされている。
- 平成22年1月以降は、福祉施設事業を継続した状態で国（社会保険庁）が施設を保有できないことから、今後、施設の整理合理化を進めるとともに、存続が必要とされる施設については、新たな保有先を含めた取扱いについて、早急に整理することとしてはどうか。

2 整理合理化の視点

- これまで船員保険の福祉事業が、船員の福利厚生に果たしてきた役割は大きいですが、新船員保険法の下でもその必要性は高いのではないかと。
- 平成22年1月以降、現在ある船員保険福祉施設を経営していく場合には、
 - ① これまで船舶所有者の保険料として負担していた施設整備費、経営委託費相当を誰が負担するか。
 - ② また、船員保険法第57条の2（改正後の法第111条）に基づく福

社事業ではなくなることによる法人税の一般税率化、国有財産でなくなることによる固定資産税や都市計画税の課税及び賃貸料といった新たな負担が生じる。

といった問題がある。

○ 平成22年1月以降も存続が必要とされる施設については、以下の視点を基本として整理してはどうか。

- ① 船員の利用率が高い又は利用者数が多い施設であるか
- ② 施設の改修、建替経費及び新たな税負担を含めて独立採算による経営が可能となる施設であるか
- ③ 船員労働の特殊性により維持すべき機能を有する施設であるか
- ④ 廃止した場合に代替可能な施設が存しない施設であるか

3 施設の類型ごとの考え方

(1) 健康福祉センター、保養所

○ 健康福祉センター及び保養所については、船員の利用率が高いなど船員の福利厚生の上昇に寄与しているとされる施設がある一方、船員の利用率が低い施設もある。

○ 保養所については経営委託費を前提とした経営を行っていること、健康福祉センターについても殆どの施設が累積では赤字経営など、改修経費等を含めて独立採算による経営を行うことは厳しい状況にある。

- 船員の福利厚生の上昇への寄与については、船員の利用率の高さや利用者数など、どのような観点で見るべきか。
- 国による施設整備費や経営委託費などの負担ができないなかで、改修経費等を含めて独立採算による経営が厳しい状況をどう考えるか。
- 廃止した施設の代替施設の利用状況が悪いことから、今後代替施設の利用率向上に向けた検討が必要ではないか。

(2) 病院

- 病院については、患者に占める船員の割合は低い現状にある。
- 現在、船員保険病院が担っている無線医療の機能は、ILO勧告を踏まえた事業であり、今後も必要とされている。
- 社会保険病院及び厚生年金病院の整理合理化において求められている地域医療への配慮については、船員保険病院の整理合理化においても同様と考えられる。
- 病院については、患者に占める船員の割合は低い現状にある一方で、無線医療の機能維持等を必要とすることについてどう考えるか。
- 地域医療への配慮についてどう考えるか。

(3) 診療所、健康管理センター

- 診療所、健康管理センターについては、健診者に占める船員の割合は低いですが、船員保険の被保険者に対するこれら施設での実施率は高い。
- これらの施設が行っている巡回健診は、船員の受診率向上に寄与している。
- 診療所、健康管理センターについては、他の健診機関による巡回健診の実施が可能かといった観点から検討してはどうか。
- 改修等の経費を含めて独立採算による経営が可能かといった点についても検討する必要があるのではないか。

4 施設を存続させる場合の考えられる方法

- 現行の国有財産法等に基づき、平成22年1月以降に現在ある船員保険福祉施設を船員関係者のための施設として存続させる方法としては、
 - ① 船員関係団体へ随意契約により時価譲渡
 - ② 船員関係団体へ有償貸付とする選択肢が考えられる。
- それぞれの問題点等については別紙のとおりであるが、これらを踏まえて取り得る選択肢についてどのように考えるか。

国有財産法等の現行法を前提とした考えられる選択肢

- 船員関係団体へ随意契約による時価譲渡
- 船員関係団体へ有償貸付

考えられる選択肢	メリット	デメリット
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船員関係団体へ随意契約による時価譲渡 <p style="text-align: center;">(所有権は譲渡先)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 所有権が船員関係団体のものになるため、運営面など自由な判断での取扱いが可能になる。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 買い受けるための多額な資金が必要になる。 ○ 法人税率が一般税率になるとともに、固定資産税、都市計画税が課税される。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 船員関係団体へ有償貸付 <p style="text-align: center;">(所有権は国)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 賃貸料の支払いとなるため、一時期に多額の資金が必要にならない。 ○ 国有財産であることから、固定資産税及び都市計画税が課税されない。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 建物の貸付期間は、原則3年とされていることから、事業継続が不安定になる。 ○ 法人税が一般税率になるとともに、賃貸料の負担が生じる。 ○ 大規模な改修及び建替えを行う場合は、国の承認が必要など、自由な判断での取扱いができない。

(注1) 両選択肢とも、施設の改修等は自らの負担で行うことになる。

(注2) これらの選択肢が取り得るかについて、最終的には財務省との調整が必要になる。